第十八条の三の二第一号中「並びにホ及びヘ」を「及びホからトまで」に改め、同号に次のように加える。

ト　当該土地等が法第三十五条の三第二項第二号イ又はロに掲げる区域内にある場合には、当該土地等が同号イ又はロに掲げる区域のうちいずれの区域内にあるかの別

第十八条の三の二第二号中「五百万円」の下に「（当該低未利用土地等が同号イ又はロに掲げる区域内にある場合には、八百万円）」を加える。

第十八条の五第二項中「同項に規定する事業」を「事業（同項に規定する事業をいう。以下この項において同じ。）」に、「（同項」を「（法第三十七条第一項」に改め、「の事業の用」の下に「（表の第四号の下欄に掲げる船舶については、その個人の事業の用）」を加え、「同項に規定する買換資産」を「表の各号の下欄に掲げる資産（以下この項において「取得予定資産」という。）」に、「当該買換資産」を「当該取得予定資産」に、「下欄の」を「下欄に掲げる資産の」に、「にあつては」を「には」に、「同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域又はこれらの地域以外の」を「同条第十項各号に掲げる」に改め、同条第四項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第二号の上欄に」を「第一号の上欄に」に改め、同号イ中「譲渡資産の」を「譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の」に、「第二号」を「第一号」に改め、同号ロ及びハ中「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「第二号」を「第一号」に、「買換資産の所在地を」を「取得をした資産（以下この条において「買換資産」という。）の所在地を」に、「同欄に規定する航空機騒音障害区域」を「同号の上欄のイからハまでに掲げる区域」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「第三号」を「第二号」に改め、同号イ中「三鷹市等の区域内の既成市街地等」を「三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（次号イにおいて「三鷹市等の区域」という。）内の既成市街地等（表の第二号の上欄に規定する既成市街地等（同欄のニに掲げる区域を除く。）をいう。以下この号及び次号イにおいて同じ。）」に改め、同号ロ中「第二十五条第十項」を「第二十五条第七項」に、「次号」を「次号ロ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同条第五項中「第三十七条第一項」の下に「（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第八項において同じ。）」を加え、「第四号」を「第三号」に、「同条第十項に規定するときに該当する場合における当該」を「当該譲渡資産の所在地が集中地域（同条第十項第一号に規定する集中地域をいう。以下この項において同じ。）以外の地域内であり、かつ、当該買換資産又は取得をする見込みである資産の所在地が集中地域内である場合における当該掲げる」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同項第一号イ中「（法第三十七条第十項に規定する集中地域をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第二号中「。次号において同じ」を削り、同項第三号中「場合及び」を「場合、」に、「内である場合を」を「（熊谷市等の区域及び法第三十七条第十項第三号に掲げる地域を除く。）内である場合及び当該譲渡資産の所在地が同項第三号に掲げる地域内であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合を」に、「同号ロ」を「第一号ロ」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該買換資産の所在地が集中地域内であること。

ロ　当該譲渡資産又は買換資産のいずれかが法第三十七条第十項に規定する主たる事務所資産に該当しないこと。

第十八条の五第六項中「買換資産」を「表の各号の下欄に掲げる資産」に改め、同条第八項中「（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十八条の六第一項中「第二十五条の四第二項第三号」を「第二十五条の四第二項第四号」に、「同項第一号」を「同項第一号イ」に、「のうち、それぞれ一の者とする。」を「をそれぞれ一の者とみなしたときにおける当該所有権を有する者又は当該借地権を有する者」に改め、同条第二項中「第三十七条の五第二項に」を「第三十七条の五第三項に」に、「法第三十七条の五第二項の規定により読み替えられた法第三十七条第四項において準用する法第三十七条の五第一項」を「同条第二項において準用する同条第一項」に、「予定の買換資産（同条第一項に規定する買換資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「予定の同条第一項の表（以下この条において「表」という。）の各号の下欄に掲げる資産（以下この項並びに次項第三号及び第五号において「取得予定資産」という。）」に、「その取得価額」を「当該取得予定資産の取得価額」に、「その買換資産が同条第一項の表の各号の下欄」を「当該取得予定資産が表の各号の下欄に掲げる資産」に、「同表の第一号の下欄」を「当該取得予定資産が表の第一号の下欄に掲げる資産」に、「にあつては、その買換資産」を「には、当該取得予定資産」に改め、同項第一号中「法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄」を「表の第一号の上欄」に改め、同号イ中「法第三十七条の五第一項の」を削り、「買換資産」の下に「（法第三十七条の五第一項に規定する買換資産をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同号ロ中「法第三十七条の五第一項の」を削り、同号ロ⑵を削り、同号ロ⑶中「第二十五条の四第四項第三号」を「第二十五条の四第四項第二号」に改め、同号ロ⑶を同号ロ⑵とし、同項第二号中「法第三十七条の五第一項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

３　法第三十七条の五第三項において準用する法第三十七条第八項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする個人は、同項に規定する取得指定期間の末日の属する年の翌年三月十五日（同日が法第三十七条の五第三項において準用する法第三十七条の二第二項に規定する提出期限後である場合には、当該提出期限）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、法第三十七条の五第三項において準用する法第三十七条第八項の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難であると認められる事情を証する書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

一　法第三十七条の五第一項に規定する譲渡をした譲渡資産について同条第三項において準用する法第三十七条第八項の承認を受けようとする旨

二　当該特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

三　取得予定資産の取得予定年月日及び当該取得予定資産の取得価額の見積額

四　当該所轄税務署長の認定を受けようとする年月日

五　取得予定資産が表の各号の下欄に掲げる資産のいずれに該当するかの別（当該取得予定資産が表の第一号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、当該取得予定資産が同欄に規定する中高層耐火建築物又は中高層の耐火建築物のいずれに該当するかの別）

六　その他参考となるべき事項

第十八条の六第五項第一号中「法第三十七条の五第一項の」を削り、同条第六項中「法第三十七条の五第一項の」を削り、「施行令第二十五条の四第二項」を「同条第二項」に改める。

第十八条の十一第一項中「、第十八条の十四の二及び第十八条の十五」を「及び第十八条の十四の二から第十八条の十五の二まで」に改め、同条第十項及び第二十四項中「第二十五条の十二の四第四項」を「第二十五条の十二の三第四項」に改める。

第十八条の十三の五第六項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。